

# 荒川区人権推進指針【令和7(2025)年度改定版】目次及び各章概要

## 第1章 荒川区人権推進指針の改定に当たって(P1)

新たな人権問題をはじめ、人権を取り巻く社会状況が変化中、従来の指針の基本的な考え方は継承しつつ、人権に関する理解を促進するための各種施策をさらに推進し、寛容で温かな地域社会づくりを進めていくため、指針の改定を行いました。

## 第2章 人権をめぐる国内外の動向(P2～5)

### 1 国外の動向

人権課題ごとの国際法の整備が進むとともに、企業が人権の保護・尊重に取り組むための国際的な基準である「ビジネスと人権に関する指導原則」や「持続可能な開発のための目標(SDGs)」等の設定により、誰一人取り残さず、全ての人の人権の実現を目指すことが示されています。

### 2 国内の動向

国や都においても、女性・子ども・障がい者・部落差別・外国人・性的マイノリティ等、各人権課題に対する個別法や条例の整備、啓発・教育等の人権施策が総合的に推進されています。

### 3 区の動向

区でも、子どもの権利条例の制定、同性パートナーシップ制度の導入等、各分野における施策とともに人権啓発の取組を継続してきましたが、社会情勢や人権意識の変化、人権問題の複雑化・多様化等に適切に対応していくことが求められています。

## 第3章 荒川区の人権推進指針(P6～8)

### 1 人権推進指針の性格及び改定の方向性 (1)指針の性格

本指針は、日本国憲法や世界人権宣言等の精神に基づき、区が施策を推進するための基本的な方向を人権擁護の視点から明らかにし、区と区民、事業者・関係機関とが協働し、人権尊重の理念の行き渡ったまちづくりに取り組んでいくための区の基本姿勢を示すものです。また、区民をはじめとする人々が人権擁護に取り組んでいく上での基本的な指針でもあります。

### 2 基本理念

「全ての人が個性や違いを認め合い、互いの人権が尊重される平和な社会の実現」

### 3 荒川区人権推進指針

#### (1)差別がなく、全ての人の人権が尊重されるまちを目指します

全ての人が差別を受けることなく、人として尊重され、自分らしく生きることのできるまちを目指します。

#### (2)個性や違いのある他者を認め、理解し合い、共生できる寛容なまちを目指します

文化や立場の異なる多様な区民同士をつなぎ、全ての人が多様な個性や違いのある他者の存在を認め、理解し合い、共生できる寛容なまちを目指します。

#### (3)人権意識が広く行き渡ったまちを目指します

地域の方々とも連携しながら人権啓発を一層推進し、人権意識が広く行き渡ったまちを目指します。

#### (4)平和を願う心をつなぐまちを目指します

平和都市宣言を行った区の使命として、世界の恒久平和を希求し、平和の大切さを次代に伝え、永遠の平和を願う心をつなぐまちを目指します。

## 第4章 人権課題ごとの取組(P9～38)

新たな人権課題や法務省の啓発活動強調事項等を踏まえ、以下の18項目の人権課題を取り上げ、各人権課題について、各種調査結果や関係団体へのヒアリング結果等を踏まえ、社会動向、区の取組状況及び課題認識、今後の取組の方向性を示しています。

1 女性	10 犯罪被害者やその家族
2 子ども	11 インターネット上の人権問題
3 高齢者	12 北朝鮮による拉致問題
4 障がい者	13 ホームレス
5 部落差別(同和問題)	14 性的マイノリティ
6 アイヌの人々	15 人身取引(トラフィッキング)
7 外国人	16 災害に伴う人権問題
8 感染症(HIV・ハンセン病・新興感染症等)	17 ハラスメント
9 刑を終えて出所した人やその家族	18 個人情報の流出・プライバシー侵害

## 第5章 人権施策の推進のために(P39～40)

### 1 人権施策推進のための具体的な取組

区は、区民一人一人が互いの人権を尊重し、個性や違いを認め合うことのできる、人権意識が醸成された寛容で温かな地域づくりに取り組んでいきます。

#### (1)区民意識の把握

区政世論調査や啓発事業におけるアンケート調査等を行い、区民の人権意識の把握や啓発事業の効果検証に努め、各種人権施策に反映させていきます。

#### (2)人権啓発の推進

人権課題の多様化・複雑化、新たな人権課題等を踏まえ、正しい知識と理解を深めるための啓発活動を推進します。啓発活動に当たっては、より効果的な方法を調査・研究し実施していきます。

#### (3)人権教育・研修の充実

学校におけるいじめ防止や児童生徒への人権教育、教員の人権意識の向上に取り組めます。また、社会教育における人権意識の醸成、区職員の人権研修の充実を図ります。

#### (4)相談・支援の連携

相談窓口間や関係機関との情報共有・連携強化により、複合的な相談や新たな課題に対応していきます。区内外の各種相談窓口の一層の周知を図り、相談しやすい環境づくりに努めます。

#### (5)人権ネットワークの形成

国・都及び近隣自治体との連携を強化し、広域的な対応が必要な人権課題への対応を図ります。人権擁護委員や関係団体等と連携・協働し、地域全体で人権啓発活動等の取組を推進します。

### 2 人権施策推進の体制

#### (1)庁内の組織体制

多岐にわたる人権課題や複合的な課題に適切に対応できるよう、全庁で情報共有を図り、組織横断的に課題解決に向けた取組を推進していきます。

#### (2)取組の点検・評価と改善

本指針に関連する庁内各部の取組について、庁内の横断的な組織において、それぞれの実施状況の点検・評価に加え、新たに発生した課題等について定期的に意見交換を行うことにより、各取組の改善につなげていきます。